

大阪大学外国語学部安全衛生委員会規程

平成 19 年 9 月 13 日

制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪大学安全衛生管理規程第 22 条第 2 項の規定に基づき、大阪大学外国語学部安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、外国語学部における安全衛生に関する次の事項を総合的に調査審議し、関係委員会との調整を図り、企画立案の上、外国語学部長（以下「学部長」という。）に意見を具申するとともに、その実施にあたる。

- (1) 教職員及び学生等の危険及び健康障害の防止対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因解明及び再発防止対策に関すること。
- (3) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (4) 作業環境の測定及び管理に関すること。
- (5) 資格取得の推進に関すること。
- (6) 安全管理者、衛生管理者及び作業主任者の教育に関すること。
- (7) 安全衛生管理に必要な経費に関すること。
- (8) その他、安全衛生に関する重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 安全管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 安全衛生に関し知識及び経験を有する者のうちから学部長が指名する者
- (4) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条の委員のうちから学部長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会は、その所掌事項に関する個別又は専門の事項を調査審議等させるため、必要に応じ、委員会に専門委員会を設置することができる。

2 前項の規定により設置された専門委員会は、その調査審議等の結果を委員会に報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。
(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室庶務係において総括し、及び処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正の施行の際、現に委員会の委員である者の任期は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。